

松阪市防災電話サービスに関する Q&A

1. 防災電話サービスに関すること

Q 1 防災電話サービスとはどのようなものですか？

A 1 市では、災害時には避難情報などの災害に関する情報を発信します。これらの情報は、市が市内各所に設置した防災行政無線のほか、本市内にある携帯電話に対して配信する「緊急速報メール（エリアメール）」や市の登録制メールサービス「松阪市防災情報メール」等の携帯電話向けメールサービス、テレビ・ラジオ・インターネットなど、様々な方法により発信しています。

このなかで、特に携帯電話・スマートフォンは、日本の総人口に対する普及率が100%を超えるなど、災害はもとより様々な分野において重要な情報ツールとしての活用が期待されます。しかしながら、携帯電話をお持ちでない方も多くいらっしゃることから、災害に関する情報取得の格差を少しでも解消する目的から、市内にお住まいで携帯電話をお持ちでない方を対象に、ご家庭の固定電話に対して音声ガイドで情報を配信するサービスを行います。

Q 2 防災電話サービスではどのような情報が配信されますか？

A 2 電話サービスで配信される情報は、台風など風水害時の避難情報（避難指示等）や、発災後の防災情報など、市が配信する情報です。防災行政無線や、登録制の「松阪市防災情報メール」で配信する内容と同等のものとなります。

Q 3 緊急地震速報などの緊急情報は配信されますか？

A 3 緊急地震速報は気象庁、国民保護情報（弾道ミサイル発射情報等）は消防庁がそれぞれ情報を発信しますが、この防災電話サービスは市が発信する情報のみを配信するものであるため、他の機関が発信する情報は配信できません。

また、緊急地震速報や国民保護情報は、J-ALERT（全国瞬時警報システム）を介して各携帯電話会社が緊急速報メール（エリアメール）を直接発信しているため、迅速な一斉配信が可能です。しかし、防災電話サービスは一般の電話と同じく登録者に対して順次電話をかける仕組みであり、情報発信に一定の時間が必要となります。そのため、速報性が担保できないことから、これらの情報は配信しないものとしています。

Q 4 どのようなタイミングで配信されますか？

A 4 市が災害に関する情報を発信するのとほぼ同時に配信します。例えば、台風等の風水害時に避難情報（避難指示等）を発令した場合、発令直後に防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）とほぼ同時に電話がかかります。

Q 5 利用にあたって費用はかかりますか？

A 5 登録費や情報を受け取るための通信費など、費用は一切かかりません。

Q 6 電話はどのようにかかってきますか？

A 6 電話は 30 秒間呼び出します。電話に出なかった場合は、自動的に切れます。電話に出なかった場合、3 分間の間隔を置いて再度かけ直します。計 3 回かかりますが、3 回目が出なかった場合、その後はかかりません。なお、電話の音声はコンピュータによる合成音声の流れます。

Q 7 配信された情報を再度聞くことはできますか？

A 7 防災電話サービスにはかけ直すことができないため、音声を再度聞き直すことはできません。

なお、防災行政無線でも同等の内容が放送されますが、松阪市全域に放送された内容については「防災行政無線テレホンサービス（☎ 0598-25-6045）」でも聞くことができますので、そちらをご利用ください。

Q 8 配信が遅れたりする場合はありますか？

A 8 防災電話サービスは一般の電話と同様に、登録された電話番号に対して一定数ごとに順次電話をかける仕組みであるため、すべての電話番号に配信し終えるまでには時間を要します。サービスへの登録者が多数となった場合、一度に発信できる数が限られるため、情報が届くまでに時間がかかる場合があります。

また、大規模災害の発生時には安否確認等による電話利用が急増し、電話がかかりにくくなるため、配信が遅れる又は配信ができない場合があります。

2. 対象者に関すること

Q 9 防災電話サービスに登録できるのはどのような人ですか？

A 9 例えば「一人暮らしで携帯電話を持っていない方」など、携帯電話・スマートフォンによる情報入手ができない方で、自宅に固定電話がある場合です。

Q 10 同居の家族がいる場合は登録できますか？

A 10 家族全員が携帯電話をお持ちでない場合は登録可能ですが、携帯電話をお持ちの方が一人でもいる場合は家族間で携帯電話にて入手した情報の共有ができません。

Q 11 日中は携帯電話を持っている家族が不在となりますが登録できますか？

A 11 例えば、携帯電話をお持ちの方が仕事や学校等により日中は不在となり、その間、携帯電話をお持ちでない方のみが在宅となる場合は登録可能とします。

Q 12 携帯電話を持っている家族が同一敷地内に住んでいますが登録できますか？

A 12 同一敷地内に住む家族間で携帯電話にて入手した情報の共有ができることとなりますので、原則として登録はできません。ただし、Q 11 のように、携帯電話

をお持ちの家族が日中の一定時間は不在となり、その間は携帯電話をお持ちでない方のみが在宅となる場合は登録可能とします。

Q13 年齢や障がいの有無などの条件はありますか？

A13 年齢や障がいなど、登録者の身体にかかる条件はありません。携帯電話の有無などの条件を満たしていれば、どなたでも登録可能です。

Q14 登録後、新たに携帯電話を買った場合はどうなりますか？

A14 防災電話サービスは携帯電話をお持ちでない方への情報発信を目的としたサービスです。登録者が携帯電話を新たに購入した場合や、携帯電話をお持ちの家族と新たに同居するなど、携帯電話・スマートフォンによる情報入手が可能となった場合は対象要件を満たさなくなりますので、登録解除の手続きを行ってください。防災電話サービスは配信できる登録件数に限りがありますとともに、発信件数が多くなるほど情報配信に遅延が生じる可能性があることから、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

3. 登録に関すること

Q15 登録はどのように行いますか？

A15 登録にあたっては、事前の申し込みが必要です。登録をご希望の際は、防災対策課又は各地域振興局地域振興課までお問い合わせください。

Q16 登録時に必要な提出物等がありますか？

A16 松阪市防災電話サービス登録申請書をご提出ください。そのほかに提出が必要な書類等は特にありません。

Q17 代理者による申請はできますか？

A17 家族による代理申請は可とします。登録の際にご相談ください。

Q18 配信をやめたい場合はどのようにすればよいですか？

A18 電話による配信をやめたい場合は、登録解除の手続きが必要です。詳しくは、防災対策課又は各地域振興局地域振興課までお問い合わせください。

4. その他

Q19 防災電話サービス以外に情報を入手する方法はありますか？

A20 市では、災害に関する情報を様々な方法を用いて発信しています。災害時には市の情報を待つだけでなく、自らで積極的に情報を取るようにしましょう。

<防災行政無線>

市が市内各地に設置している屋外スピーカーから呼びかけます。放送が聞き取れなかった場合は、松阪市全域に放送された内容については「防災行政無線テレホンサービス（☎ 0598-25-6045）」でも聞くことができます。

<緊急速報メール（エリアメール） ※登録は不要>

市では、株式会社 NTT ドコモの「エリアメール」、ソフトバンク株式会社及び KDDI 株式会社の「緊急速報メール」を導入しています。このサービスは、市内にある携帯電話・スマートフォンに対して一斉に情報を配信するものです。登録は不要で、受信のための通信料もかかりません。

なお、配信エリアを指定して配信しますので、市内にいる場合しか受信できません。また、市内で隣接市町の近くにいる場合、隣接市町の情報が配信される場合があります。

<松阪市防災情報メール ※登録が必要>

災害時に市から事前登録いただいたメールアドレスに防災情報を配信します。登録が必要ですので、「bousai.matsusaka-city@raidan.ktaiwork.jp」に空メールを送信し、返信されてくるメールの内容に沿って登録してください。

<防災みえ.jp ※登録が必要>

三重県が運用するホームページで、雨量や河川の水位、気象情報のほか、県及び市町が災害対策本部を設置した場合には、避難情報や被害状況などをリアルタイムで確認できます。また、気象・地震観測情報（警報・注意報など）をメール配信するサービスも行っています。

【防災みえ.jp】 <http://www.bosaimie.jp/>

<インターネット（松阪市ホームページ等）>

災害の発生により災害対策本部を設置した場合、松阪市ホームページを災害時モードに切り替えて、災害に関する情報を中心に掲載します。また、市の公式 SNS（Facebook、Twitter、Instagram 等）でも情報を掲載します。

<テレビ・ラジオ>

避難情報の発令や避難所を開設した場合、テレビやラジオでも情報が流れます。テレビでは L 字テロップのほか、データ放送（テレビのリモコンの d ボタンを押すとデータ放送に切り替わります。）ではお住いの市町村ごとの詳細情報が確認できます。